

## フェートン号事件と長崎警備の見直し

松尾晋一

### はじめに

フェートン号事件の発生が、長崎警備の見直しを迫ったことは知られている。改めてこの事件の概要を確認しておく、文化五（1808）年八月十五日、イギリス船フェートン号はオランダ船の拿捕を目的として、オランダの国旗を掲げ長崎に入港した。フェートン号は、旗合わせにきた検使に同行したオランダ人二名を拘束して、長崎港にオランダ船が停泊していないことを確認すると、長崎奉行松平康英に食料を要求し、提供を受けた後に帰帆した。幕府はロシア船への警戒を強め、長崎においても警備の見直しをはじめたさなかに、こうした事件が起きた。松平康英は、長崎警備に従事するはずの兵力（佐賀鍋島家が当番）<sup>1</sup>がいなかったことから、フェートン号の要求をのむことしかできず、何もできないままに船を帰帆させてしまった。このことに責任を感じて、松平康英は自害した。

従来の研究では、まずこの事件を契機とした大名家側の警備強化に関して注目され、藩財政の逼迫もあって警備費用の増額は一時的なもので、動員された規模も数年後には事件前に戻ったことを明らかにしている<sup>2</sup>。その後の研究では、フェートン号への対応の再検討<sup>3</sup>や長崎市中の有事対応<sup>4</sup>、地役人の動向が注目され<sup>5</sup>、多様な視点で事件が長崎にもたらした影響が解明されつつある。しかし、事件後に鍋島家・黒田家が合同で行った調練に関しては、これまでまったく注目されてこなかった。フェートン号来航で明らかになった対応の不備、そして来るべき次の異国船来航をいかに想定したのかを考えるうえで、極めて重要な事柄にも関わらず、である。

そこで、改めてフェートン号の長崎来航で何が課題となり、事件後どういった取り組みがなされたのか、そして調練がどういった内容で、この実施が何をもたらしたのか検証し、これらの結果をふまえて、フェートン号来航後の長崎警備強化の意義を再考する。

## I. フェートン号の長崎来航

### 1. 異国船の来航で混乱した長崎

上條徳右衛門が記した長崎奉行所の用部屋日記<sup>6</sup>には、異国船が来航した時の長崎の様子が、つぎのように記されている<sup>7</sup>。

此時湊内俄ニ大風、号呼ノ声、唐船船毎ニ煙ヲ揚ケ篝ヲ焚、唐館ヘ相凶ノ由、大鉦ヲ打、フウフラヲ吹立、唐館ニテモ同相凶ノ大鉦ヲ打援立、数艘漕出シ、諸国大小廻船等ハ、舟大事ト心得候モアリ、異国船ヨリ火ヲ掛候トモ心得、上陸ノ者共一同船々ヘ相集、市中ハヲロシヤ乱入ト心得、山野ヘ立退可申ト、男女通路ニ呻吟、海陸トモ一時ニ騒立、人音大涛ノ動揺スルカ如シ、稲佐郷ニテモ婦人ノ乗船被召捕、北瀬崎ニテモ漁師被召捕、深堀ニテモ佐賀ノ足輕被召捕、食物等モ不殘奪レ、梅カ崎辺水門ナト打碎キ候由、種々雑説混乱イタシ、人々胡乱堪候

長崎には唐人屋敷があり、唐船も入港していた。文化の違いからか、唐人たちの異変を知らせる方法も異なっており、鐘やラッパの音が鳴り響くことに、日本人も恐怖が高まったことだろう。山野に逃げると道で嘆きうめく人もいたのだから、不安に満ちた異様な光景であったと思われる。こうした状況だからこそ、稲佐では女性が、北瀬崎では漁師が、深堀では足輕が捕まったなどという、根拠なきはなしが短時間で長崎市中に広まったと考えられる。平和な現代の日本に生きる我々には、想像もつかない長崎の状況である。

この様子は、周辺地域にも当然伝わった。明和八（1771）年から文化九（1812）年までの四十一年間に、久留米藩士吉田秀文が収集した情報をまとめた『異国船渡来雑記』<sup>8</sup>がある。これには、フェートン号来航時の情報も含まれているが、事件後の八月廿一日付で長崎在住の島田五兵衛より送られた書状に、一六日夜の様子が「一十六日夜、市中并所々警固、猶々稠敷時節ニ相成時節ニ相成候義、皆々逃支度ニて、市中町人などハ其用意いたし、私辺杯も同様ニ御座候」と綴られている。長崎奉行所に届いた情報を裏付けるような行動が、このように実際にみられていたのである。

ある大名家の長崎詰問役よりの書上には、「一長崎中者、右之混雑にて、只今にも異国人致上陸候儀と申触候に付、旅人者我先と逃行、田舎よりの奉公人も追々逃帰り、此一両日者市中肴類も売行き不申、能売捌候者、蠟燭并草鞋にて御座候、以上」<sup>9</sup>とあり、長崎の町が日常生活も滞るような状況に陥り、避難時に必要な物資を求めて人が群がった様子が見える。

久留米藩御用聞長崎町人友永孫右衛門が、久留米勘定奉行田中甚右衛門へ事件後の八月廿三日付で送った書状からは、長崎の状況を別の感覚でみていた人間が存在したことがわかる。そこには、「十五日より十七日迄市中、郷中共に殊外大騒ぎ、誠に合戦場ニ而御座候、市中之者二夜二日と申ものハ、一向臥り候もの壺人も無之、夜通し諸役人海辺打廻り、高張桃灯如星、山々ニハ諸手之御備へ、大波戸ニハ大村御陣家も立、士衆数拾人相詰、同所海際ニハ薬師寺より陣家を立、石火矢相構へ、沖両番所其外石火矢台備仕、誠に美々敷事に御座候」とある<sup>10</sup>。長崎の状況を合戦に例えていることからわかるように、自身のこれまでの経験を超えた状況として捉える一方で、異国船への警戒から陣取る兵の提灯を幻想的な美しい光景としてみていた。異国船の来航は、見慣れた長崎の景観を一瞬に変容させてしまったのである。

## 2. 長崎奉行松平康英が守ったもの・守ろうとしたもの

松平康英はフェートン号への警戒から通常帯刀を許されない地役人層にも帯刀を許して、地役人を長崎の要所に詰めさせた（表参照）。このほかにも、長崎代官の高木作右衛門・舎弟通之助を稲佐郷へ遣わしている（後に野母支配所へ）。当然、武器類も必要になるが、松平康英は御武器蔵の石火矢・大筒を所定の所に配置するよう、砲術家町年寄薬師寺久左衛門に命じた<sup>11</sup>。

### 地役人の詰所

御奉行所詰御供	後藤惣太郎
大波戸詰	薬師寺久左衛門・高嶋作兵衛
出島詰	高嶋四郎兵衛
新地并俵物蔵詰	高木清右衛門
唐人屋敷詰	福田十郎右衛門
見廻り	久松喜兵衛・福田七十郎・久松善兵衛

「唐人番日記」（長崎歴史文化博物館収蔵）より作成。

長崎奉行所西役所の前には、市中の火消たちが集まり、波戸場には、土俵や竹束を数百本山のように積み立てていた<sup>12</sup>。長崎の枢要な場所を守ろうとしたことはわかるが、異国船の攻撃から民を守ることを前提にした備えとは、到底言えないものだった。ところで松平康英は、地役人に安禅寺と大音寺の御霊前守護を交替で行うように指示している<sup>13</sup>。ここには、歴代の徳川将軍を祀る霊廟があった<sup>14</sup>。松平康英は、長崎の港湾機能を維持するのに重要な場所に人を詰めさせたが、これと同じ意識で、将軍の権威を守る行動をみせたのである。

松平康英が、将軍家の権威になみなみならぬ思いを持っていたことは、つぎのこ

とからもわかる。十六日夜、大波戸から五島町あたりを見廻るために出馬するにあたり、「自身御黒印守護」<sup>15</sup>、つまり、将軍家が長崎奉行に対して宛てた将軍黒印状を肌身離さず持って行動していた。身を呈してでも将軍権威を守る、松平康英はこのことを第一に考え、この事態を收拾するための政治的判断をしていたものと考えられる<sup>16</sup>。

しかし、周囲の松平康英に対する評判は、「一、御奉行所余程取込ニ候哉、一躰下知之趣大手筋違之事情に有之由、散々不評判ニ而御座候全ク不意之儀ニ而混雜のみと相見へ候由之風聞ニ御座候」<sup>17</sup>とあるように、好ましくないものだった。

フェートン号が来航する以前から、幕府はロシア船の来航を警戒し、打ち払いといった武力行使に踏み切った。後に長崎の場合、異国との交渉地としての位置づけから例外とされたが、先方より「不法」行為がなされた場合には、打ち払うように命じられている<sup>18</sup>。

フェートン号は、長崎入港時に行う旗あわせに同行したオランダ人二名を拿捕したが、松平康英はこれを「無上狼藉不法ノ次第」として船を焼き沈めることを決断し、長崎警備の当番であった鍋島家聞役関伝之允に伝えた<sup>19</sup>。

実は、オランダ商館長ドゥーフは自分の考えを伝えないのは不忠になるからと、内々で長崎奉行所の役人に、「本国船咬啮吧仕出シ方、此節マテ後レ候義ハ有之間敷（中略）、万一他国船ニモ候ハンカ、右ノ御備モ有之方」と伝えていた。この情報を踏まえて松平康英は、検使を船に送る際、疑わしいときには西泊と戸町の両番所へ連絡して船を港内に入れさせないこと、また、「ヲランタ乗船ヲハ検使舟ノ跡ニ付、先ハ出シ申間敷」と命じていた<sup>20</sup>。

十分に警戒して船に接触したにも関わらず、このような事態にいたったのが真実である。松平康英は、幕府の秩序を乱す行為を許し難いとまず判断して、軍事行動を行う準備を命じたのであった。

その後、諸大名家の長崎詰聞役を長崎奉行所に集めた際、松平康英は鍋島家と黒田家の聞役に、狼藉に及んでオランダ人二名を拿捕した船をそのまま出帆させてはならないから、船を留める方法も考えるように伝えた。当初の方針より少し後退した感があるが、これは「紅毛ハ御預リノ者、大切ニ相心得」、拿捕されたオランダ人を無事に生還させることを考えたからである。オランダ人二名と同行していた検使菅谷保次郎・上川伝右衛門に、松平康英は罵詈をあびせ、「潔打向ヒ死力ヲ尽シ」取り戻すようにと命じた。松平康英は、オランダ人を将軍からの預かりものと捉えていて、長崎を治めるものとして守るべき対象との認識を持っていたのである<sup>21</sup>。

長崎に異国船が現れた夜、松平康英にとって異国船への対応を考える上で重要な

出来事が起こった。船から三艘の船が偵察としてだされ、港の奥を巡回した。その結果、先に述べたような民に危害を与えるさまざまな風説が市中に広まった。頭取石本幸四郎へ町の騒ぎを収めるように指示しているが、先にみた市中の様子では効果がなかったと推測される。松平康英は、この騒ぎで奉行所に逃げ込んだ出島のオランダ商館長達を収容し、自らは出馬して見廻っている。その後、諸大名の長崎詰聞役を呼び出し、上陸してきたならば捕らえて陣屋へ差し出し、拒んで手向かうようなことがあれば、切り捨てても構わないと伝えた<sup>22</sup>。

十六日に至って、異国船からイギリス船のフェートン号であること、来航目的などが伝えられて水と食料の提供が求められ、これに応じた場合はオランダ人を解放する提案がなされた。この要求に応じて、一名は解放されたが、フェートン号側から再度、牛・野菜・水などの提供があれば、もう一名を解放して出帆するものの、要求に応じなければ、湊内の唐船・日本船を焼き払うと伝えてきた。松平康英はこれを「不埒」として、鍋島家と黒田家に対して船を焼き討ちにするから、国元からの兵が到着していないならば蔵屋敷や水浦屋敷に詰めているものを集めるように指示した。また、唐方年番通詞を呼び出して唐船を残らず梅ヶ崎へ引き込むように命じ、来航者の安全を保障する動きもみせた<sup>23</sup>。しかし、国元からの兵も整わず、要求どおりのものを提供することとなり、オランダ人は解放され、翌十八日にフェートン号は長崎の港から去った。そして、松平康英は同日夜に長崎奉行所で自害することになる<sup>24</sup>。遺書には、オランダ人を拿捕されたことについて、検使の対応も含め「公儀之御威光を穢」したと記しているが<sup>25</sup>、それに見合う行為をフェートン号に課すことこそを松平康英自身は第一の責務として動いたのであろう。

### 3. フェートン号来航で見えてきた課題

本来なら不審な異国船が長崎に入港してきた場合、港口に設けられた西泊と戸町の番所に詰めた大名の兵が警戒にあたることになっていた。しかし、当番の鍋島家の兵は、百数十名しかおらず、長崎奉行松平康英は何の手だても打てない状況だった。

長崎は幕領だったが、そこを支配する在地の旗本等はおらず、江戸から派遣される長崎奉行が行政・司法などの業務を担った。それをサポートする武士階級は少なく、軍事力を行使するだけの兵を持たなかった<sup>26</sup>。従って、番所に詰める鍋島家もしくは黒田家の兵がいなければ、武力に支えられた政治判断を実行に移すことが長崎奉行には不可能であった。

実際の状況は、長崎奉行所と大名間だけで把握されていたわけではなく、地役



人なども把握していた。御用部屋日記には、「一町々乙名両通詞宿老トモ帯刀願ニ付、貸刀ノ心得ニテ、此節限り差免候間、何レモ手柄致シ候様申達、其段相詰居候惣太郎ヘモ申渡、右ニ付年寄トモ召仕ノ者トモ帯刀願候ニ付、徳右衛門承置」と記録されており、乙名・オランダ通詞・唐通事・宿老は、長崎奉行に帯刀を願い出た<sup>27</sup>。つまり、動揺し長崎を離れようとする者たちがいる一方で、刀を手に取り、異国船と対峙することをこれらの地役人は望んだのである。このほかにも、御船頭を勤めた土師喜八、水主達も、長崎奉行所の用部屋に帯刀願書を提出した<sup>28</sup>。また、大坂・堺の宿老達は、二・三百石から千石積の船が二十艘あるので活用してもらいたい、と申し出ている<sup>29</sup>。当時の長崎には、蝦夷地でロシアと戦闘に至り、思わしくない結果であったことが伝わっており、そうした事態に長崎がなりかねないとの思いが彼らにはあったから、こうした動きがみられたのだと推測される。

帯刀を願いでた者たちは、非常時であることを理由に臨時的に許されたものの、長崎奉行は大名家の用達に関しては、希望を叶えなかった<sup>30</sup>。松平康英は、身分制を度外視した義勇軍的存在までも認めて、異国船と対峙できる態勢を整えることまで考えていたわけではなかった。松平康英は、異国船に対峙する存在を、身分制を前提として武士のみと考えて、事態の收拾につとめようとしたのであった。

## II. フェートン号事件後の長崎警備の見直し

### 1. 有事対応への取り組み

フェートン号が長崎を離れて長崎奉行松平康英が自害した直後長崎に到着した長崎奉行曲淵景露が、事態の收拾と有事が起きた際の対応の見直しに取り組んだ。近年では、フェートン号事件によって長崎警備の形式化・形骸化した実態が露呈した<sup>31</sup>、との評価に見直しが試みられているものの<sup>32</sup>、この事件を機に露呈した課題の改善が試みられたのは事実である。

例えば、文化六（1809）年に曲淵は鍋島家へ、異国船来航時の対応に関して「実々業合之所至而ハ 公儀ニも御安堵無之、先達而筑州江軍船制作等之儀御問合相成、其外土井様より御尋之御ヶ條も有之、此御方江も頓而御問合も可有之、就而者右之御手当者勿論、万端旧格之通ニ而者不相濟儀と相見候事」と書き送っていて<sup>33</sup>、長崎奉行は従来のやり方では済まされないことだとの認識で改善に取り組んでいたことが確認できる。

深瀬公一郎によると、実際にはフェートン号が長崎を去った後の文化五年九月廿九日に基本方針が長崎市中へ示されており、それは①長崎湊の海防における地役人

の位置づけ、②長崎湊の海防強化、③長崎市中の社会不安の鎮静化の三つの柱で構成したものだ<sup>34</sup>。これらは相互に関係しあっていて、例えば長崎湊内の有事対応策が事件直後には固まっていくが、地役人は足軽と近似的な身分である「身分的中間層」として海防体制に組み込まれ<sup>35</sup>、長崎奉行がオランダ商館に行った海外情報や軍事技術、海防政策に関する情報収集にも深く関与し、西洋砲術の修業に努めていく者もいたことなどが解明されている<sup>36</sup>。

そして、フェートン号来航時に社会不安に陥った長崎の様子を先に紹介したが、住民レベルまで視野に入れた治安を安定化させる手筈が考えられた。地役人たちの詰所がきめられると同時に、町人や漁師、水主、町医師など技術を持つ仕事に従事する者たちまでもが、非常時の役割を決められた。また、炊き出しの場所や身寄りのない者や老人・子供・病人などが、町毎に決められた寺に避難する手筈なども確認された。そして、出島のオランダ人は永昌寺、唐人は崇福寺と興福寺、場合によっては啗台寺末寺の妙相寺に避難させることになった<sup>37</sup>。異国人来航者の安全の保証が、ここで初めて検討され、整備されたのである。このほか、火事や混乱に乗じての物価上昇などに、注意が払われた<sup>38</sup>。異国船への対処のみならず、異国船の来航にともなう都市への影響を考慮した総合的な策を短期間で長崎奉行が示した点は評価に値すると言える。

以上のように、異国船来航といった有事への湊内、そして市中の対処策を従来にないほどの規模で長崎奉行は示したが、湊外を含む黒田・鍋島両家が担った長崎警備の強化も同時に試みられた。これについて文化六年の新台場(女神・神崎・高鉾・蔭ノ尾・すずれ)、翌年の増台場(神崎・高鉾・長刀岩・魚見岳)の築造は知られるところであり、あくまで新台場は応急のもので、増台場が事件後の長崎警備強化策の中心であったとされる<sup>39</sup>。そして、寛政期の石火矢整備で神崎台場と女神台場の比重が増していたが、女神台場の補強として魚見台場の築造があって、高鉾台場・長刀岩台場の二つの台場には沖目を狙う大型石火矢が新たに配備された<sup>40</sup>。

こうした取り組みは、文化五年十月十六日付で長崎奉行曲淵景露が老中牧野備前守へ、西泊と戸町の両番所の人数増、異国人の生け捕り方、鍋島・黒田両家による警備の調練に関して書付を送ったことにはじまる。梶嶋政司によると曲淵の計画はオランダ商館長ドゥーフから示唆されたもので、船の取り扱いに関しては、「船を神崎辺りまで入れた上で、女神と男神の間を鉄鎖と船でメ切り、湊内への侵入を防ぎ、沖は高鉾島と蔭ノ尾をメ切る。前後を鉄鎖で仕切り異国船を破壊、焼き討ち、おもだった二・三人を生け捕りにする。三艘以上の異国船が渡来した場合は高鉾島と蔭ノ尾の鉄鎖で港内への侵入を食い止めて打ち払うというものであった。」<sup>41</sup>。書付か

ら絵図が添えられていたことを確認できるが、それは「御備一件 諸絵図」に収められている（下図）<sup>42</sup>。



## 2. 調練実施過程

調練に関しては、「兼々規定調練も無之事故混雑も可仕義ニ御座候」と記している、ひとつには有事における混乱が理由であったことを確認できるが、ほかにはロシア船来航中に、「諸家之家来大勢相詰候内二者、不束之義も相聞、心得違之者共も有之候由及承候間」といった理由であった。不束、心得違いの具体的な状況は確認できないが兵の統制がとれた状況にはなかったことがわかる。これらを理由に曲淵は毎年一度の調練を江戸へ提案したのであった<sup>43</sup>。

この伺いへの牧野の回答が、勘定奉行柳生久通・勘定吟味役松山直義から曲淵宛の十一月二十九日付の書付で確認できる。長崎港での両家調練に関しては、追って命じるので今は見合わせるようにといった指示であったが、それ以外は伺の通り心得て取り組むことが伝えられた<sup>44</sup>。その後この内容は、長崎奉行所から十二月二十九日に両家間役へ伝えられた<sup>45</sup>。

曲淵は、異国船を湊内へ入れないことに主眼を置いた計画を立てたが、当然現場では対応しきれないところもあって、長崎奉行と黒田・鍋島（齊直は逼塞を命じられた<sup>46</sup>）両家との交渉も同時に行った。内容は『異国船渡来之節御備一件ニ付両家達伺留』で知れ<sup>47</sup>、こうした交渉や新たな台場の構築の検討などが進むなか、先の十一月廿九日付が曲淵のところに届いた。そしてこれをふまえた返答が、十二月廿九日付で江戸の柳生と松山に送られた。注目したいのは台場の件で、「長崎表大筒台場之義、何れも海岸江臨候地所ニ而も打払不弁利之筋も候付、別紙絵図面之振合



を以、山上又ハ中腹等打掛之手、都合宜地所江御台場取建候様勘弁可被致候」と書き送っている。新たな新規台場予定地の絵図（九枚）も添えられていて<sup>48</sup>、これらは翌年正月十八日に柳生から牧野へ提出された<sup>49</sup>。現場で指揮を執る曲淵は、現場の状況報告と伺いを江戸へ送り、常に江戸との情報共有を試みていたのである。その後の江戸とのやり取りは不明だが、翌年三月中に長崎奉行曲淵は御用番牧野へ改めて調練実施について問い合わせた。すでに江戸に問い合わせ、追って指示するとの回答を得てはいたが、曲淵は通常異国船の来航する季節の前に調練を実施しなかったのかもしれない。結果的に現場レベルの判断が認められたことにはなるものの、調練の実施に時間を要したのはこうした事情によるものだったのである<sup>50</sup>。

### Ⅲ. 文化期の調練

#### 1. 文化六年実施の調練

この伺いの結果、初夏の番所の交代が済んで一度、毎年行うことが指示された（初年度は四・五日、通常は三日）<sup>51</sup>。これは曲淵が当初牧野に伝えた意向で、提案がそのまま幕府に受け入れられたことを意味する。この件を長崎奉行から両家聞役へ伝達したのが、四月十二日である。この年は黒田家が当番、鍋島家が非番で、実施された調練の様子は、「文化六年己巳年四月廿七日相催候異変之節両家人数調練見取絵図」（以下、「調練図」とする）<sup>52</sup>で知れる。しかし、調練に関する史料の残存状況もあってか、これまで何も明らかにされていないので、以下基礎的なところから確認していく。

まず長崎奉行は、二十二日に調練を二十四日に行うこと、石火矢・大筒等「無玉放出、且船止メ切試」を行うので諸船の長崎港内・外への出入りを差し止めることを両家に伝えている<sup>53</sup>。ただ、理由は不明だが延期され、二十四日に長崎奉行の調練巡見順が、西泊御番所→大田尾→女神→白崎→長刀岩→陰ノ尾山下山上→高鉾山上山下→神崎山下山上（「但、同所床机場所江相越放出方差図、右相済神崎前滞船船止メ切見分」）→戸町御番所→大波戸になることを両家と細川家は長崎奉行所から伝えられた<sup>54</sup>。

さて、その後二十七日に調練が実施された。この日長崎奉行曲淵は、大波戸から朝六半時に乗船した。巡見時の警備の様子は、番所や台場に長昇旗、打掛旗、そして長柄鎗が建てられていた。そして船留の術に関しては、「女神・神崎の間に荷船十艘と足代船四艘を繋ぎ、大綱五筋張渡し、其船には大筒役十二人と足輕等をのせ、仕切の助として女神の方に當家の石火矢役十二艇、神崎の方ハ拾三艇を備へ、爰に

も幕打廻し、打掛旗を立たり」<sup>55</sup>と黒田家の史料にあり、これが実際に行われたことが「文化六年異変之節両家人数調練見取絵図」からも確認できる。



「文化六年異変之節両家人数調練見取絵図」長崎歴史文化博物館収蔵

黒田家（当番）の記録には、「扱廿七日卯の中刻、甲斐守大波戸より船を出されしを見て、兩家の輩各掌る地に行向ひ、當家中老一備ハ□西泊の下、鐵砲大頭一備ハ□すゝれに、大組頭一備ハ戸町、馬廻頭一備は、金鑿谷の前に船を繋ぎ、石火役と其手傳の足輕等ハ、各配定せし臺場に渡海せり。甲斐守西泊に上り休息せられし中に、當番・非番ともに備を立、薬をこめたりと注進しけれハ、甲斐守諸臺場を巡覽し、神崎の山に上りり床几に坐せらる。聞役より放發すへきかと問ひて、同所の新臺場の石火矢を發すれば、其聲を聞て、臺場を始め仕切船と其左右に備しと佐嘉領地の大砲とも前後の分ちなく打發し終れハ、甲斐守仕切船を一覽し、戸町番所に上り、其の前海にて當家四備の船列をなして歸るを見て、直に船を還されしを見、臺場及び仕切船も備を解て歸船す。午中刻に終れり。」とあり、長崎奉行曲淵の大波戸出船で調練がはじまり、神崎を拠点として一斉に空砲を放つなど実戦を想定した組織的な戦術・戦略の調練であったことがわかる。

調練図をこうした文字史料をふまえてみると、曲淵が当初想定した調練においては陰ノ尾と高鉾の間を封鎖する手筈になっていて、これが江戸へも伝えられていたことを先に述べたが、実施されなかったことがわかる。実は、調練を実施することが決まる前の二月十九日にこの点が調整された。黒田家・鍋島家から高鉾と陰ノ尾の間は外海から内海の方へ波が入る瀬戸口で、寄せ波が強く難所であって封鎖ができないことを長崎奉行へ申し出ていたのである。同月二十九日に長崎奉行が付札を

つけて回答したもので確認すると、女神・男神を封鎖した場合、神崎または長刀岩前あたりで碇を下ろすことを想定している。そして高鉾と陰ノ尾の間を封鎖できなくとも仕方がないことで、万一数艘で不法な動きがみられた場合は、神崎のほか、四方の山々などの台場から石火矢・大筒を用いて連発してくい止め打ち潰す、撃ち殺すなどできるとしている。そして女神、高鉾の二か所は風波があるときはメ切ができず、高鉾と陰ノ尾の間は平日であっても小船を繋げることが厳しいのは理解するものの、上ノ島、小瀬戸辺りでは船を繋げることができるとして、風波がおさまった際は船を出して封鎖してはと提案している<sup>56</sup>。こうした事前の確認と絵図にある調練に参加した船の向きをふまえると、高鉾島、神崎、女神、千本松、長刀岩、陰ノ尾で囲う海域に異国船を留めること、これこそを想定した調練であったと考えられる。

この調練は、長崎奉行から幕府へ報告され、課題の改善など試みられた。例えば、そもそも湊を封鎖する際には鉄鎖を用いることを予定していたが、実際には調練で大綱を使用した。この点は後の同年五月十三日に鉄鎖を使用しないことを長崎奉行が決め、それを両家に伝達している<sup>57</sup>。増台場の築造にも調練をふまえて検討されたことは容易に想像できるのである。

## 2. 文化七年以降の調練

調練は異国船来航を想定した警戒体制の見直しに一定の効果を及ぼしたことは間違いない。そして毎年行うことが当初想定されていたので、翌年四月二十一日に長崎奉行土屋廉直が調練を両家に指示した。ただし、土屋は両家の同意、つまり鍋島・黒田両家の調練を行うことへの了承が前提との認識であった。これに対して両家は、「當年ハ當地に在番せる番頭とも限にて催ふすへしと告しに承引」<sup>58</sup>といった具合に前年より規模縮小で調練を行うことを提案して実施するに至ったのであった。この年は五月七日に実施された<sup>59</sup>。前年の調練に動員された人数などは記録がなく不明だが、通常在番していたもの以外に参加者がいなかったことがここから確認できる。長崎奉行土屋の認識、そして両家の対応をふまえると、フェートン号来航の経験からもった危機意識を持続して対応能力の再確認という意味でこの調練が実施されたとまでは言えないのである。

翌八年にはさらに調練を行うことを軽視する動きが、長崎奉行の方からみられた。すなわち、同年六月十八日に長崎奉行牧野は「両家の聞役に申立らるゝ趣あれば、年々の調練ハ止らるへし。」<sup>60</sup>と伝えている。長崎奉行が積極的に両家へ調練を課す意思はなくなり、大名側に判断をゆだねる姿勢をみせたのである。ここからは模擬

実戦を軽視していて、現場を預かる指揮官が有事対応への不安を抱えている様子は読み取れない。こうした姿勢はその後継承され、翌年長崎奉行土屋は七ヶ年毎<sup>61</sup>に大筒・石火矢火通しと指示するにいたった。フェートン号事件の経験は、一時的に有事対応への不安を高めたに過ぎなかったのである。

文化十三（1816）年江戸において鍋島家は長崎奉行牧野成傑に、今年牧野から命じられた文化七年から七年が経つとして湊内外の台場の石火矢・大筒等の火通しの準備に取り掛かるべきかを尋ねていて、その通りするようにと返答を受けた。そのため長崎滞在の奉行松山直義へ具体的な指示を乞うたものの、「勝手次第相整候様被申聞候」と素っ気ない回答が返ってきた<sup>62</sup>。長崎警備を重視する鍋島家が大名家側からの確認に判断を委ねる回答をどう理解したのか不明だが、前年にはフェートン号事件以前の警備規模にそもそも長崎警備が縮小されており<sup>63</sup>、明らかにフェートン号事件直後の緊張した状況はこの時期にみられなかったのである<sup>64</sup>。

## おわりに

フェートン号の長崎来航を経て改善すべきポイントになったのは、異国船を長崎湊内に入れないこと、そして長崎市中の有事対応を整備することであった。事件直後長崎に到着した長崎奉行曲淵景露がすぐにこれらに着手したことは、先行研究や本稿で明らかにした通りである。ここで注意したいのは、前者については江戸の老中に新たな対策など提案して伺いを立てているものの、後者は曲淵が判断している。長崎奉行の職権を考えるうえでこの区別は注目すべき点であるが、老中は基本曲淵の提案を承認した。ただし調練については、曲淵はすぐにでも実施を目指すものの、老中がこれを止めて翌年の実施となった。

この間長崎奉行と黒田・鍋島両家とで事前協議が行われ、長崎湊外における封鎖場所の変更などが決められ、現地レベルの判断で修正を加えての実施となったのである。調練自体は黒田・鍋島両家の当番・非番それぞれの役割が確認され恙なく執り行われた。調練をへて決定された事項があったことをふまえると、より現実的な異国船対応を実現するために調練の実施に一定の成果があったと評価できよう。

こうした調練を定期的実施することが緊張感の持続と有事における迅速かつ適切な対応に繋がると幕府が理解していた。だからこそ毎年の実施を命じていた。それにも関わらず、調練が実行されなかったことは本文で見えてきた通りである。フェートン号事件にともなう長崎警備の強化に関して、これまでは藩財政の逼迫もあって警備費用の増額は一時的なもので、動員された規模も数年後には事件前に戻ったと、



役負担側の視点で理解されてきた。これは、はじめに述べた通りである。しかし、幕府、あるいは長崎奉行が訓練実施に拘る姿勢ではなかったことをふまえると、役を課す立場にとって、一時的な緊張感の高まりのなかで警備の改善を試みた程度のことではかなく、フェートン号の長崎来航をふまえた警備強化が持続しなかった理由は幕府あるいは長崎奉行にもあった。だからこそ後に、役を担う大名家側の警備規模の縮小が可能だったと考えるべきであろう。

## 註

- 1 寛永十八（1641）年以降、福岡の黒田家と佐賀の鍋島家が隔年で長崎警備を行った。港口の両岸（西泊と戸町）に番所がつくられ、千人程度が詰めていた（『長崎県史 対外交渉編』吉川弘文館、1985年など）。
- 2 長野暹「幕末佐賀藩の長崎警備と対外危機認識」（『佐賀大学経済論集』33-5・6、2001年）。梶原良則「寛政～文化期の長崎警備とフェートン号事件」（『福岡大学人文論叢』第三七巻第一号、2005年）。
- 3 松井洋子「フェートン号事件の顛末」（『江戸の危機管理』新人物往来社、1997年）、梶嶋政司「フェートン号事件と長崎警備」（『九州文化史研究所紀要』第50号、2007年）など。
- 4 拙著「港町長崎の危機管理—転換点としてのフェートン号事件」（西山美香編『東アジアを結ぶモノ・場』勉誠出版、2010年）。
- 5 深瀬公一郎「フェートン号事件後の長崎海防と身分秩序」（『長崎歴史文化博物館研究紀要』第15号、2021年）。
- 6 「文化五年英艦長崎来航始末附北蝦夷クシュンコタン露艦来航記」函館市立図書館。『通航一覽』に引用されている「長崎秘記」と同文であり、これは長崎奉行所用部屋日記であると思われる。
- 7 前掲「文化五年英艦長崎来航始末附北蝦夷クシュンコタン露艦来航記」。
- 8 久留米藩士吉田秀文著・江越弘人校訂・浦川和男校訂（翻刻・頭注）『異国船渡来雑記』（長崎文献社、2009年）225頁。
- 9 「千阪随筆 三」国立公文書館蔵。
- 10 前掲『異国船渡来雑記』225頁。
- 11 前掲「文化五年英艦長崎来航始末附北蝦夷クシュンコタン露艦来航記」。当然、塩硝蔵から煙硝も取り寄せられた。
- 12 前掲「千阪随筆 三」。
- 13 「安禅寺・大音寺御霊前守護可致旨被 仰付同役替々両寺江見廻り申候」（「辰八月長崎異国船入津一件」国立公文書館内閣文庫）。
- 14 『長崎市史 地誌編 佛寺部上』（長崎市役所、1923年）によると、正保二（1645）年創建の安禅寺は、承応元（1652）年に長崎奉行であった黒川與兵衛と甲斐庄喜右衛門が大僧正公海から狩野探幽が描いた東照大権現像の模写と日光門跡輪王寺一品親王による染筆（徳川家光）の大猷院殿法号を長崎に持ち帰り、玄澄が寺内に廟をつくった。これ以後、徳川將軍家を祀るようになった。そして、浄土宗の大音寺は、延宝二（1674）年に遊行上人が長崎に滞在したのをきっかけに、当時の長崎奉行牛込忠左衛門が増上寺と知恩院に働きかけ、同年七月に徳川家の靈牌堂を建立した。自害した松平康英が祀られている寺。



- 15 前掲「文化五年英艦長崎来航始末附北蝦夷クシュンコタン露艦来航記」。
- 16 「御黒印御下知書トモ高橋忠左衛門・木部幸八郎・上條徳右衛門三人ニテ持参、居間ニ於テ甲斐守へ相渡」とあるように、松平康英が自害したのち、黒印状は用部屋勤務の者たちで管理され、長崎奉行到着後に引き継がれた（前掲「文化五年英艦長崎来航始末附北蝦夷クシュンコタン露艦来航記」）。奉行所管理の文書引き継ぎに、黒印状・下知状はない、従って基本的には長崎奉行就任者が管理していたものと思われる（『長崎奉行所文書調査報告書』長崎県教育委員会、1997年）。
- 17 前掲「千阪随筆 三」。
- 18 「異国船渡来之節御備向一件ニ付両家達伺留」（長崎歴史文化博物館収蔵）。
- 19 前掲「文化五年英艦長崎来航始末附北蝦夷クシュンコタン露艦来航記」。
- 20 前掲「文化五年英艦長崎来航始末附北蝦夷クシュンコタン露艦来航記」。
- 21 長崎の港に停泊していた唐船については、唐通事を呼び出して、船を梅ヶ崎に移動させるように指示した（前掲「文化五年英艦長崎来航始末附北蝦夷クシュンコタン露艦来航記」）。
- 22 前掲「文化五年英艦長崎来航始末附北蝦夷クシュンコタン露艦来航記」。
- 23 前掲「文化五年英艦長崎来航始末附北蝦夷クシュンコタン露艦来航記」。
- 24 前掲松井洋子「フェートン号事件の顛末」、前掲梶嶋政司「フェートン号事件と長崎警備」など。
- 25 『九葉実録 第三冊』（大村史談会、1996年）。
- 26 時期や家格によっても異なったが、100名にも至らなかった（『長崎奉行所関係文書調査報告書』長崎県教育委員会、1997年）。
- 27 長崎地役人の帯刀については、添田仁「奉行所と地域社会—長崎奉行所の天保改革」（『近世地域史フォーラム2 地域史の視点』吉川弘文館、2006年）、戸森麻衣子「長崎地役人」（『身分的周縁と近世社会7 武士の周縁に生きる』吉川弘文館、2007年）など参照。
- 28 「御船頭土師喜八、再勤水主トモ、帯刀願書用部屋マテ小比賀慎八差出、此節ハ非常ノ義モ有之、支配ニテ取計候様申渡」（前掲「文化五年英艦長崎来航始末附北蝦夷クシュンコタン露艦来航記」）。御船頭土師喜八は、フェートン号が長崎に来航する以前に、文化二・三年の蝦夷地での事態を踏まえて長崎警備に関する意見を提出していた（拙稿「ロシア船来航への警戒と長崎警備—文化三・四年の蝦夷地の状況をふまえて—」『長崎県立大学国際情報学部研究紀要』第9号、2008年）。
- 29 前掲「文化五年英艦長崎来航始末附北蝦夷クシュンコタン露艦来航記」。
- 30 「薩州<sup>（高津）</sup>・細川・有馬三家聞役相揃願書持参申聞候ハ、先年ヨリ相願置候当所用達ノモノ帯刀ノ儀此節柄蔵屋敷手薄ニモ有之、旁以テ御免被仰付被下候様ニト申聞候ニ付、其儀ニ候ハ、追テ可相願ト願書即座ニ差戻ス」（前掲「文化五年英艦長崎来航始末附北蝦夷クシュンコタン露艦来航記」）。
- 31 長崎県史編集委員会編『長崎県史 対外交渉編』（吉川弘文館、1986年）250～286頁、藤野保編『続佐賀藩の総合研究』（吉川弘文館、1987年）499～523頁、西日本文化協会編『福岡県史 通史編福岡藩（一）』（西日本文化協会、2000年）501～531頁。
- 32 前掲梶原良則「寛政～文化期の長崎警備とフェートン号事件」。
- 33 「長崎之事 手覚」（鍋島文庫252-99）。
- 34 前掲深瀬公一郎「フェートン号事件後の長崎海防と身分秩序」34・35頁。
- 35 前掲深瀬公一郎「フェートン号事件後の長崎海防と身分秩序」。
- 36 梶輝行「文化・文政期の長崎警備と西洋砲術—長崎鉄砲方高木道之助を中心に」（『日蘭学会

- 会誌』18巻2号、1994年)。
- <sup>37</sup> 「異国船渡来之節御備大意御書付」(長崎歴史文化博物館収蔵)。
- <sup>38</sup> 前掲拙著「港町長崎の危機管理—転換点としてのフェートン号事件」深瀬公一郎「ロシア船対策における海防問題と長崎地役人」(『長崎歴史文化博物館研究紀要』第14号、2020年)。
- <sup>39</sup> 前掲梶原良則「寛政～文化期の長崎警備とフェートン号事件」29頁。
- <sup>40</sup> 富田紘次「十八世紀における佐賀藩の長崎警備」(『幕末佐賀藩の科学技術 上 長崎警備強化と反射炉の構築』岩田書院、2016年、53・54頁)。
- <sup>41</sup> 梶嶋政司「文化期長崎における異国船取扱法」(『九州文化史研究所紀要』51号、2008年、38頁)。
- <sup>42</sup> 内閣文庫169-289 (国立公文書館蔵)。
- <sup>43</sup> 鍋島文庫12-612「長崎御番ニ掛り候書類写」所収「(十月付) 異国船渡来之節御備并訓練鎖留其外之義ニ付奉候御書付」。これが長崎奉行曲淵から老中牧野へ送られたもの。
- <sup>44</sup> 鍋島文庫12-612「長崎御番ニ掛り候書類写」。
- <sup>45</sup> 『異国船渡来之節御備一件ニ付両家達伺留』(長崎歴史文化博物館収蔵)。
- <sup>46</sup> 非番は担当。
- <sup>47</sup> 例えば、湊外の備えは非番であったが、船を湊内に入れないのであれば非番の方が前線になる可能性が高く負担などの問題があった。また、番船派遣をどこが担うのかといった点が正保や貞享期の先例を確認しながら決められた(十一月四日に黒田家聞役から長崎奉行に書付が送られ、同月十三日にそれに附札を付けた回答があった『異国船渡来之節御備一件ニ付両家達伺留』)。その後、土生田御塩硝蔵の立地が悪いということで、湊内への移設が決まった(同上)。
- <sup>48</sup> 鍋島文庫12-612「長崎御番ニ掛り候書類写」(佐賀県立図書館架蔵)。
- <sup>49</sup> 前掲「御備一件 諸絵図」。
- <sup>50</sup> 梶嶋政司「文化期長崎における異国船取扱法」の記述では十月十六日付の曲淵の牧野への伺いによって、翌年すんなり訓練が実施されたように読めてしまうが、そうでなかったことは明らかである。
- <sup>51</sup> 『異国船渡来之節御備一件ニ付両家達伺留』百三十。
- <sup>52</sup> 長崎歴史文化博物館収蔵。
- <sup>53</sup> 『異国船渡来之節御備一件ニ付両家達伺留』百四十。
- <sup>54</sup> 『異国船渡来之節御備一件ニ付両家達伺留』百四十二。
- <sup>55</sup> 『新訂黒田家譜 第五巻』(文献出版、1983年)395頁。
- <sup>56</sup> 『異国船渡来之節御備一件ニ付両家達伺留』百二・百三。
- <sup>57</sup> 『異国船渡来之節御備一件ニ付両家達伺留』百六十五。
- <sup>58</sup> 前掲『新訂黒田家譜 第五巻』404頁。
- <sup>59</sup> 校訂森永種夫『長崎文献叢書 第一集・第四巻 続長崎実録大成』(長崎文献社、1974年)445頁。
- <sup>60</sup> 前掲『新訂黒田家譜 第五巻』404頁。
- <sup>61</sup> 「七ヶ年」に関しては、明和六(1769)年以降両番所に設置された大砲の試射が行われた事例も同じ間隔であった(前掲『続長崎実録大成』376頁)。
- <sup>62</sup> 鍋島文庫252-51「御番方留書」(佐賀県立図書館架蔵)。
- <sup>63</sup> 前掲梶原良則「寛政～文化期の長崎警備とフェートン号事件」370頁。
- <sup>64</sup> 同年六月七日から十九日にかけて実施された。

〔付記〕

本稿は、2021年8月21日に佐賀城本丸歴史館において開催された第199回歴史館ゼミナールでの講演内容をまとめたものである。

なお、本稿は、JSPS 科研費（18K00970）の成果の一部である。